

令和7年度 立川市教育委員会学校教育の指針（案）

◇令和6年度の指針の内容に基づき、現在策定中の第4次学校教育振興基本計画に示されている「基本方針」及び「基本施策」の構成に沿って本案を作成している。

立川市教育委員会

立川市教育委員会は、立川市教育委員会の教育目標（平成27年4月16日立川市教育委員会決定）に掲げた教育を推進するため、「立川市第4次学校教育振興基本計画」及び「立川市第4次特別支援教育実施計画」等に基づき、確かな学力、豊かな心、健康・体力を育む教育の一層の充実を図る。また、誰一人取り残さない、多様な人々が共に生きる社会の実現に向けた学校教育を推進するとともに、学校や家庭、地域・社会と連携・協力して、今を生きるすべての子どもたちの成長を支え、これから社会を生きていくために必要となる確かな力を育む取組を推進する。

そのため、6つの基本方針と15の基本施策を基に、令和7年度において重点的に取り組む教育施策等を学校教育の指針として示す。

各学校は、市の教育目標や本指針、学習指導要領や生徒指導提要等の趣旨を踏まえて、学校の教育目標や基本方針、指導の重点等を設定するとともに、社会に開かれた教育課程として編成・実施・評価・改善し、次代のまちを担う児童・生徒の育成のために創意ある学校経営に取り組む。

基本方針Ⅰ 学校教育の充実

1 学力・体力の向上

（1）確かな学力の育成

①授業の質的な向上

- ・「個別最適な学び」や「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組む。
- ・学びの目的や授業のねらいを明確にし、問題解決における「自力解決」や「学び合い」、「振り返り」の学習場面を意図的・計画的に設定することで学びの質を高め、児童・生徒が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続けられる授業を展開する。
- ・国の学力調査、東京ベーシック・ドリル等の分析結果や教職員間の情報共有や家庭との連携等により、児童・生徒一人ひとりの能力や学習の進捗等を把握し、誰一人取り残さない個に応じた指導の充実を図る。

②基礎的・基本的な知識・技能等の習得や習熟度別指導の充実

- ・算数・数学科、中学校外国語科における習熟度別少人数指導の授業改善をさらに推進する。また、学習集団の特性に応じた指導の工夫や個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な学習内容の定着と発展的な学習に関する取組を進める。
- ・小学校の高学年や中学年において、専門性の高い教科指導や複数の教員による多面的・多角的な児童理解を行うため、学校の状況に応じた教科担任制を進める。
- ・放課後や長期休業日等を活用した学習機会「地域未来塾事業」等を設定し、基礎学力の定着や主体的に学習に取り組む態度を育成する。

③教科等横断的な学習

- ・各教科等で育成する力はもとより、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力や新たな価値を生み出す豊かな創造性等の現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点に基づき育成する。

④身に付けた力を活用する探究的な学習

- ・各学校が立川市民科及び総合的な学習の時間で育成する力を明確にし、実生活に関わる探究的な学習や児童・生徒が身に付けた力を活用できる学習活動等を充実させる。

⑤研究や研修の充実

- ・各学校が児童・生徒の実態を把握・分析し、学校の課題に基づいた研究主題を設定し、校内で組織的に課題の解決に資する研究を推進する。
- ・教職員が、自らの専門性を高めるために東京都教職員研修センターや文部科学省等が主催する研修を主体的に受講し、質の高い教職員集団を構築する。
- ・初任者研修、2・3年次研修、中堅教諭等資質向上研修、授業力アップ研修、夏季教員研修等を通して、教員の指導力の向上を図る。

⑥ICTを活用した学習活動の充実

- ・タブレットPC等を計画的・効果的に活用し、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、思考力、判断力、表現力等を育む授業を展開し、児童・生徒の学力の向上を図る。
- ・児童・生徒が主体的にICT活用のルールやマナーを学び、情報社会における正しい判断力を身に付け、自律的に使用することができる態度を家庭との連携を図りながら育み、情報を適切に選択し活用するメディアリテラシーを育成する。
- ・児童・生徒の論理的思考力を育成するため、プログラミング教育の充実を図る。

⑦理科の実験・観察の支援

- ・指導課は、児童・生徒が科学的な探究を表現したり、実験・観察を行ったりする「小学生科学展」や都立立川高等学校と連携した「中学校夏季科学講座」等を実施する。

⑧外国語教育におけるコミュニケーション能力の向上

- ・外国語活動・外国語科の授業において、担当教員と外国語指導助手(ALT)とのチーム・ティーチングによる授業を実施し、児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、小学校と中学校との円滑な接続を図る。
- ・TGG GREEN SPRINGS(立川)を活用し、英語でコミュニケーションがとれる喜びや楽しさを体験することで、英語学習に対する意欲を高める。

⑨読書活動の推進

- ・保護者、地域の学校図書館ボランティアとの連携や市立図書館との連携、学校図書館支援指導員等の活用及び児童・生徒の委員会活動を充実し、読書活動の推進と読書習慣の定着を図る。
- ・たちかわ電子図書館を活用し、学校や家庭における読書活動を推進する。
- ・市立図書館では、児童・生徒による図書紹介のPOPの展示や、「たちかわ読書ウィーク」でのPOPバトル、ビブリオバトルを開催し、児童・生徒の図書館活用を推進する。

(2) 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

①体力向上のための教育活動の充実

- ・東京都統一体力テストの結果や日頃の児童・生徒の体力に関する実態等について分析し、授業改善に取り組む。また、一校一取組運動等の体育的活動を充実させる。

②健康教育の推進

- ・体育、保健体育科の保健分野及び技術・家庭の家庭分野等の教科における指導とともに、養護教諭や学校医、保健師等と連携した指導を推進し、病気の予防、虫歯予防のための取組や歯科検診、心身の健康の保持増進、薬物乱用の防止等の健康教育を充実させる。また、医療関係等の外部機関と連携した「がん教育」や「性教育」の充実を図る。

③基本的な生活習慣の定着

- ・「早寝、早起き、朝ご飯」など生活リズムを整えることや家の手伝いなど、家庭における児童・生徒の役割を明確にする。また、学校生活における決まりを守る等の基本的な生活習慣の定着を図る。
- ・手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策等、日常的な取組を継続する。

④地域の力を活用した取組の推進

- ・一部の小学校において、民間等屋内プール施設を活用した水泳授業を実施するとともに、小学校における段階的な全校実施に向けた検討を進める。

⑤専門的な技能を有する人材を生かした指導

- ・地域に拠点を置くプロスポーツチーム等と連携した体育授業の実施や運動部活動への支援を行う。その取組において、専門的な知識及び技能を有する指導者等の人材を招聘し、児童・生徒の運動への興味・関心を高め、基礎的・基本的な運動技能や、より高度な技能の向上を図る。

⑥安全教育プログラムの活用

- ・安全教育プログラムを活用して「必ず指導する基本的事項」の徹底を図り、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

⑦自然災害についての知識の習得や自然災害への対応

- ・児童・生徒が自然災害に対する知識・理解を深め、危険から身を守り、迅速かつ最善の行動ができるよう家庭とも連携した取組を推進する。
- ・学校で実施する避難訓練や防災体験学習に加え、地域と連携した防災訓練への積極的な参加を促し、地域の一員としての自己の役割の理解や個々の防災対応力を高める。

⑧危機管理マニュアルの改善

- ・危機管理マニュアルに基づき、校内で組織的な対応を図るとともに、マニュアルは常に評価・改善を行う。
- ・危機管理マニュアルの内容は、保護者や地域、関係機関との周知・共有を図り、地域全体で児童・生徒の安全確保に向けた取組を推進する。

2 豊かな心を育む教育の推進

(1) 豊かな心の育成

①人権教育の推進

- ・「ふれあい月間」、「いじめ解消・暴力根絶旬間」及び「人権週間」等の取組を通して、人権尊重の理念を児

童・生徒が正しく理解し、実践する態度を育成する。

- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」及び人権教育ビデオ（DVD）等を活用した研修会を小・中学校全校で実施し、教員の人権意識や人権感覚を醸成する。

②道徳教育の推進

- ・道徳授業地区公開講座を開催し、保護者や地域の方との意見交換会を通して、学校・家庭・地域が一体となつて生命を尊重する教育を推進する。また、道徳科の授業を公開することにより、授業の活性化とともに質の向上を図る。

③いじめの未然防止と早期発見・早期対応

- ・「立川市子どものいじめ防止条例」、「立川市いじめ防止基本方針（第二次改訂）」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめに対する学校の組織的・継続的な対応力を強化し、学校・家庭・地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・弁護士等の外部講師を招聘し「いじめ防止授業」を実施する。
- ・心理調査分析等を活用し、「学級集団の状況」と学級集団における「個人の状況（学校生活における意欲）」を客観的に捉え、いじめ問題の発見と予防に努め、お互いの違いを認め尊重し合う学級づくりを目指す。

④暴力行為の根絶

- ・暴力行為が発生した場合には、根本的解決に取り組むとともに、毅然とした姿勢で指導に臨み、全ての児童・生徒が安全・安心に学校生活を過ごすことができるようとする。

⑤生命を尊重する教育の徹底

- ・学校の教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育など生命を尊重する教育の徹底を図る。
- ・児童・生徒が、現在起きている危機的状況、又は今後起これ得る危機的状況に対応するため、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す、など）ができるよう、「SOSを出す力」「SOSを受け止め、支援する力」の育成を最優先の課題として、教職員、地域、関係機関等と連携し、生命と人権を守る教育の徹底を図る。

⑥安全かつ倫理的なSNS等の活用

- ・外部機関と連携したセーフティ教室等の実施や「GIGAワークブックとうきょう」等の活用により、大量の情報や情報通信技術が生活に果たす役割や与える影響を考えるとともに、情報を安全かつ倫理的に活用するためのルールやマナーを考え、家庭とも連携を図りながら児童・生徒が主体的に問題を解決しようとする態度を育てる。

⑦「立川市民科」の充実

- ・地域に根差した探究的な学習を展開させるため、地域の特色を生かし、保護者、地域、専門家、企業、行政等の様々な関係者の協力を得て、自然環境や施設等の地域資源を生かした学習を推進する。
- ・地域の方々や保護者と一緒に立川市民科の学習に取り組む。また、立川市民科の実践を発表する機会として立川市民科公開講座を実施し、広く市民等へ周知する。

⑧自己実現への意欲・態度の育成

- ・キャリア教育全体計画に基づき、児童・生徒が自己の生き方やキャリア形成を考える機会を設定し、主体的にまちや社会と関わり自己実現を図ろうとする意欲や態度を培う。

- ・「立川夢・未来ノート¹」を年間指導計画に3回以上位置付け、計画的に活用する。

⑨職業観・勤労観の育成

- ・中学生の職場体験学習を柱として、小・中学生の望ましい職業観・勤労観を育成する。

⑩伝統文化と国際理解の推進

- ・多様な文化を尊重できる態度や資質を養い、国際社会において主体的に行動できる児童・生徒の育成を目指す。
- ・各教科等を通して日本及び立川の伝統・文化への理解を深め、異なる文化との相互理解を促進する。

⑪持続可能な社会の担い手の育成

- ・SDGs で掲げられている現代社会の諸課題について、「誰一人取り残さない」という考え方の下、持続可能な社会の担い手を育成する。
- ・中学生の主張大会、税の作文、人権作文、薬物乱用防止の標語づくりやポスター制作への参加等、各教科等で学んだことを生かす活動や社会生活との関わりを生かす活動を推進し、豊かな心の育成等に努める。また、関係機関等と連携・協力して主権者教育に取り組む。
- ・生涯学習推進センターが実施する中学生平和学習派遣事業により、代表生徒を被爆地である広島に派遣する。平和関連施設の見学や講話等を通して学んだこと、平和について自ら考えたことを広く発信し、平和のバトンを未来へつなげる。

(2) きめ細かな教育の充実

①様々な困難を抱える児童・生徒への支援

- ・様々な困難を抱える児童・生徒に対し、多角的なアセスメントに基づき組織的に支援していく。
- ・虐待を受けている児童・生徒やヤングケアラー等に気付いた場合には、速やかに関係機関へ連絡し、適切な支援につなげていく。

②不登校対策のための取組

- ・不登校児童・生徒に対する早期支援の徹底を図る。また、不登校の長期化への対応として、「登校支援シート²」の作成と活用を図り、関係機関と連携して児童・生徒が持っている能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養う取組を強化する。
- ・教室以外の居場所を学校に確保することや、タブレット PC 等を活用して学習機会を保障すること等、子どもたちの特性に合った柔軟な学びにより支援する。

③不登校児童・生徒への支援

- ・ケース会議³等を必要に応じて実施し、不登校児童・生徒の心の小さな SOS を見逃さず、学校等による早期の支援や支援体制を検討する。
- ・教育支援センターは、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援や、学習指導・教育相談等、在籍校や関係機関等と連携を図り、一人ひとりに寄り添い支援する。

¹ 児童・生徒が学んだことや考えたことを記録し、自分自身を見つめ、将来の夢や目標に向かって進んでいく力を身に付けることを目的とした取組。小学校6年間、中学校3年間使用し、次の学年に引き継げるよう作成する。

² 「不登校傾向がある児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、当該児童・生徒の置かれた状況を関係機関と情報を共有し、組織的・計画的に支援を行うこと」を目的として、学校が組織的に作成するシート。

³ 学校と関係する外部機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、民生児童委員、等）が連携・協力し、各々ができる支援等を示し合い、児童・生徒、または家庭に対する総合的な支援の方向性や具体的な方策等を話し合う会議。

- ・教育支援センターが作成する個別の指導記録を在籍校と共有し、登校支援シートを作成するとともに、登校支援シートに基づいた取組を教育支援センターと在籍校で連携して進める。
- ・教育支援センターにおけるICT機器の活用による遠隔支援を推進し、不登校児童・生徒の登校支援及び社会的自立に向けた取組の充実を図る。

④小中連携による教育活動の円滑な接続

- ・義務教育9年間の発達や学びの連続性を見通した教育課程の円滑な接続を図る。教務主任会や小中連携担当者連絡会等において、円滑な接続に向けた推進方法や学校経営方針等を共有する。

⑤幼稚園・保育園との連携を踏まえた小中連携教育の充実

- ・幼稚園・保育園との連携を踏まえて、小中連携教育をさらに充実させ、中学校区が一体となった教育活動を推進する。
- ・未就学児に小学校生活を体験させる等の相互交流を計画的に実施し、幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続を図るスタートカリキュラムの実践、改善を進める。

3 円滑な教育活動の推進

(1) 学校への適切な支援

①教職員への業務負担の軽減

- ・学校支援員、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント、中学校部活動指導員、学校図書館支援指導員等を活用し、学校経営の安定化や教職員の業務負担の軽減を図る。

②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の一層の活用を図るとともに、子ども家庭支援センターや主任児童委員・民生委員等による地域での支援を通じ、児童・生徒や保護者が抱える課題の解消を図る。

③外国にルーツをもつ児童・生徒への支援

- ・外国にルーツをもつ児童・生徒が、日常生活や、授業を理解する上で必要な日本語の能力を身に付けられるよう、通訳協力員による支援やICT機器を活用するとともに、日本語教室等の案内など、外部機関とも連携した取組を進める。

(2) 地域・社会の教育資源の活用

①地域の教育力の活用

- ・児童・生徒の学習支援や学校生活支援の充実に向けて、保護者や地域住民、近隣大学等との連携・協力体制の構築をさらに推進する。
- ・児童・生徒の学びの充実に向けて、地域とのつながりを強化し、地域人材を活用するため、地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心として「地域学校協働活動事業」を実施し、地域による学校支援を組織的に展開する。

②クラブ活動や部活動の地域との連携

- ・クラブ活動や部活動ガイドラインを遵守した部活動を大学や関係団体等と連携して実施し、学校生活の充実を図るとともに、スポーツ、文化、科学、芸術に親しみ追究する生徒の資質や能力を高める。

③休日部活動の地域連携・地域移行

- ・休日部活動の地域連携・地域移行に向け、学識経験者や地域関係団体、保護者、校長、市職員等で構成する「中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討委員会」において、部活動の地域連携・地域移行の在り方や取組の方向性等について検討し、段階的に取り組む。

(3) 学校・家庭・地域の連携

①地域と連携した学校づくりの推進

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）⁴と地域学校協働活動⁵が一体となり学校運営を推進する。
- ・授業や学校行事の積極的な公開や学校支援ボランティアの活用を推進する。また、学校ホームページを活用し、きめ細かく保護者や市民へ情報を発信する。

4 教職員の適正配置と環境整備

(1) 優れた教員の配置

①適材適所の教員配置

- ・児童・生徒の学びの環境を支えるため、東京都教育委員会と連携を図り、公募制度等も活用し、教員の資質・能力、適性等を生かした適材適所の教員配置を行う。

②体罰や暴言、性暴力等の根絶

- ・体罰や暴言、性暴力等は児童・生徒の人権を侵害するものであり、いかなる理由があろうとも絶対に認められるものではないとの認識の下、信頼関係に基づいた指導や児童・生徒の心に寄り添った指導を行う。

(2) 学校における働き方改革等の推進

①「学校における働き方改革」の推進

- ・一定期間以上の学校閉庁日を長期休業期間等で設け、教職員の計画的な休暇の取得を図る。
- ・教職員が心身の健康を保持するために、法令に基づいた健康診断やストレスチェックを行い、体調不良の未然防止に努める。
- ・校務支援システムやタブレットPCの活用方法の共有や出退勤管理システムを活用した教職員の勤務状況の把握、夜間等における電話応対の音声案内の活用など、教職員の働き方に関する環境や意識を変革し、学校教育の質の維持向上を目指す。

②ICTを活用した校務改善

- ・校務PC及びタブレットPC等を活用して、学習指導案やワークシート、教材等を教員間、学校間で共有する。

③私費会計事務の機能強化

- ・私費会計事務については会計事故防止の観点に加え、国及び東京都が進める「学校における働き方改革推進プラン」及び「学校徴収金ガイドライン」に示された方針に沿い、学校管理職のリーダーシップのもと、学校管理職、教員、学校事務職員がそれぞれの役割分担に応じて組織的に対応する。特に未納対応は、学校事務室だけでなく学校全体で組織的に取り組む。

⁴ 地域住民、保護者、学識経験者、保護司等、教育委員会が認める者を構成員とする学校運営協議会を設置し、地域とともに子どもたちの成長を支える仕組み。

⁵ 地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを行うことを目的とした活動。

- ・私費会計事務の執行責任者は校長であることを改めて認識し、校長は必要教材の精査や、希望品を保護者が直接業者から購入する方向にシフトさせる等、学校徴収金の総額を減らすことも併せて推進する。

基本方針Ⅱ 特別支援教育の推進

5 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

(1) 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

①特別支援学級等の整備・運営支援

- ・特別支援学級臨時指導員等を活用し、自立や社会性の発達の支援に、組織的に取り組む。

②発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実

- ・児童・生徒の発達の状況等を把握し、適切な環境整備や支援を行い、生活や学習上の支援を必要とする児童・生徒が過ごしやすいよう、巡回心理士や学校支援員や地域人材、保育所等訪問支援⁶等を活用する。

(2) 児童・生徒の安全・安心の確保

①介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の整備

- ・肢体不自由等の児童・生徒や医療的ケアが必要な児童・生徒の学習環境を整え、支援を行う。
- ・定期的に支援会議を行い、学校内における学級担任と介助員、家庭内における支援内容等について共通理解し、安全・安心な支援体制を確保する。

②バリアフリーの整備

- ・児童・生徒の障害の程度や状況等に応じて、施設を点検し、必要に応じて改修等について報告する。

6 学校における指導の充実

(1) 指導体制の充実

①教職員の専門性向上

- ・特別支援学校のセンター的機能や医療や心理、教育等の専門家を活用し、全ての教員が適切な指導及び必要な支援を行うことができる研修等を実施する。
- ・学校支援員等が、教員の指示を受け、必要な支援ができるよう、研修等を実施する。

②校内体制の充実

- ・学校経営に特別支援教育を明確に位置付け、校長のリーダーシップの下、校内委員会を活用し、効果的な特別支援教育実施体制を構築する。

(2) 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

①児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

- ・特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりが、自己の特性に合った学び（学びのユニバーサルデザイン）をできるようにするため、ICT機器の活用や学校生活支援シート、個別指導計画を作成・活用し、組織的・計画的に指導・支援に取り組む。

⁶ 障害のある未就学児及び就学時で集団生活を営む施設における、障害児以外の児童と集団生活への適応のための専門的な支援が必要な児童が対象となる。当該施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の便宜を提供します。

- ・就学前の支援を引き継ぐため、就学支援シートを活用して学校生活支援シートを作成し、進学時には引継ぎを行う。

(3) 特別支援教育の理解啓発

①交流及び共同学習の充実

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学校の児童・生徒の交流及び共同学習について、年間指導計画を作成し、個々の実態に応じて取り組むことができるよう個別指導計画に位置付け、内容の充実に取り組む。

②副籍制度による交流活動の推進

- ・地域指定校として、特別支援学校との副籍制度による交流の機会の充実に取り組む。

③児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

- ・特別支援学級や特別支援教室、通級指導学級での取組や活動の様子について、学校公開や学校ホームページ等で情報発信する。
- ・特別支援教育に関する理解啓発のため、お便りの配布や保護者会における説明等を実施する。

7 相談・連携体制の充実

(1) 切れ目のない就学相談

①就学相談機能の充実

- ・就学相談において、分かりやすい情報を保護者へ提供するとともに、相談要請に丁寧に対応する。
- ・就学後も相談を必要とする児童・生徒の支援方法について、保護者、教育委員会と連携し、継続的な支援を行う。

②就学における関係機関との連携

- ・教育委員会や児童発達支援センター、子ども家庭センター（組織改正まで仮称）との連携や幼稚園・保育園との連携など、関係機関との連携を進め、就学における児童・生徒の切れ目のない支援につなげる。
- ・就学支援ファイルや就学支援シートを通じて、また、就学前の相談や検診等の情報を踏まえ、就学前の子どもの様子・支援方法、保護者の不安事・学校へ伝えたいことなどに応じた、校内における指導・支援を検討し実施する。
- ・障害のある児童・生徒が放課後に利用する放課後等デイサービス事業者や学童保育所等との連携や情報共有を進め、校内における指導・支援に生かす。

(2) 切れ目のない教育相談

①教育相談機能の充実

- ・児童・生徒の心身の発達、性格や行動の気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、スクールカウンセラーや教育相談と連携し、主訴の改善やよりよい成長・発達を支援する。
- ・必要に応じ、校内における児童・生徒のアセスメントを心理士に依頼するとともに、保護者とも連携して支援内容について検討し、支援を実施する。

②教育相談における関係機関との連携

- ・令和7年度に開設する立川市子育て支援・保健センターと児童・生徒の支援に関する情報を共有し、教育、医療、福祉が一体となった相談を実施する。
- ・教育支援センターとの情報交換の際、教育支援課とも連携し、適切な支援を行う。

基本方針Ⅲ 学校教育環境の充実

8 教育 ICT 環境の整備

(1) 教育 ICT 環境の充実

①ICT 環境の整備（構築及び活用支援）

- ・令和8年度の教育情報システムの更改に伴い「教育情報システムのクラウド化」「校務系と学習系のネットワーク統合および10Gbps化」「ネットワーク統合に伴う端末統合と端末のゼロトラスト対応」「ヘルプデスクの一元化」など学校の教育 ICT 環境の充実を図り、ICT を活用した教育の質の向上及び個別最適な学びと協働的な学び、学習の基盤となる児童・生徒の情報活用能力の育成や教員の働き方改革を進める。

9 就学の機会と安全・安心の確保

(1) 義務教育の保障

①教育費の援助

- ・経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学援助費の支給を行う。
- ・新しく小中学校に入学する児童・生徒の保護者のうち、一定の条件を満たす保護者に対して、入学前に入学準備金の支給を行う。
- ・日光移動教室や修学旅行に参加する児童・生徒の保護者に対して、父母負担軽減補助金を交付する。

(2) 登下校時の安全確保

①登下校の安全対策

- ・シルバー人材センター会員や保護者など地域の方々と学校との連携により登下校時における児童の交通事故や犯罪被害を防ぎ、地域全体で児童の安全確保に取り組む。
- ・学校や地域が連携して行っている通学路の見守り活動を補完し、更なる安全確保を図るため全小学校区に設置した防犯カメラの維持、管理を行うとともに、設置場所の見直しを定期的に行う。
- ・「通学路安全プログラム」に基づく通学路の合同点検を家庭、地域及び関係機関と連携して実施し、学務課はその結果を取りまとめて周知する。

10 児童・生徒の保健衛生の推進

(1) 健康な体づくり

①児童・生徒の保健衛生

- ・学校と学校医が連携し、児童・生徒の健康の保持増進及び基本的な生活習慣の確立を図る。

②学校内の環境衛生の確保

- ・学校保健安全法に基づき、環境衛生検査を行い、学校内の環境衛生の適切な維持、管理を行う。

③感染症の予防

- ・インフルエンザや新型コロナウィルス感染症などの感染症の予防に努める。

基本方針IV 学校給食の提供と食育の充実

11 学校給食事業の適切な運営

(1) 東・西調理場の管理運営

①効率的な事業運営

- ・事業契約において市が提示している要求水準及び事業者の提案事項の達成状況について、学校給食課及び事業者それが継続的な事業モニタリングを実施する。
- ・市政アドバイザーリストによる有識者からの助言等も踏まえ、民間企業の資金・ノウハウ等を活用するPFI手法の利点を最大限に生かした効率的な事業運営を図る。

②西調理場の管理運営

- ・現在のPFI手法による事業契約の事後評価を行い、設備の更新や運営方法の見直し等の検討を行う。

(2) 学校給食費の徴収管理

①学校給食費の無償化

- ・小学校給食費の無償化を実施する。また、中学校給食費についても、東京都の補助制度を活用することで無償化を実施する。

②適切な徴収管理の推進

- ・教職員等の学校給食費について、教育委員会と学校が連携・協力し、喫食数を正確に把握する中で、公会計において適切に徴収管理を行う。

12 安全・安心な給食の提供と食育の充実

(1) 安全・安心な給食提供の推進

①衛生的かつ良質な食材料の調達

- ・衛生的かつ良質な食材料を円滑に調達し、地元農産物の使用拡大を図る。
- ・近年の食材料の物価高騰に対応する中で、衛生的かつ良質な食材料を適正な価格で安定的に調達する。

②衛生管理の徹底

- ・栄養士による東・西調理場の調理工程から配送・配膳までの運営状況の確認、薬剤師会や保健所等の専門機関との連携等により、「立川市学校給食衛生管理基準」及び「学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理場における食中毒再発防止対策～」に基づく衛生管理を徹底する。

③手づくり給食の推進

- ・栄養士と東・西調理場の運営事業者が連携・協力し、様々な献立や調理工程の工夫を凝らすことにより、大量調理にあっても「手づくり給食」の提供を推進する。
- ・給食時間の学校訪問や児童・生徒へのアンケート等を実施する中で、児童・生徒の喫食状況や要望等を反映した給食の提供に努める。

④食物アレルギー対応の徹底

- ・給食で食物アレルギー対応が必要な全ての児童・生徒に対して、保護者・学校・学校給食課栄養士が参加する「アレルギ一面談」を実施することで、児童・生徒の食物アレルギーの原因食物や症状等を確実に把握し、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づく対応を徹底する。

- ・学校及び教育委員会それぞれが定期的な教員研修を実施することで、食物アレルギー対応の充実を図る。なお、教員研修では、平時の対応に加え、エピペン®の使用や迅速な救急車の要請等、東京都の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に沿って適切に救急対応するためのシミュレーション訓練等を行い、緊急時の対応力の向上を図る。

(2) 食育支援の推進

①食育指導の支援

- ・学校給食共同調理場における食に関する年間指導計画に基づき、児童・生徒が「食」への関心を高め、食べる大切さを理解し、望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けることができるよう、栄養士による給食時間の学校訪問や給食を教材とした食に関する授業支援等を実施する。
- ・東・西調理場における小学校の社会科見学や中学校の職場体験等の受け入れ、全ての小中学校への食育ポスターの配布や放送原稿の提供等を行うことで、食育に関する情報発信と食に関する啓発活動を行う。

②情報発信の強化

- ・教育委員会やPTA等が主催する試食会、東・西調理場の運営事業者による夏季及び冬季休業期間のイベントの開催、SNSを活用した給食写真や調理風景の案内等により、保護者等への給食に関する情報発信を強化することで、食育の大切さや安全・安心な給食提供に対する理解を深める。

基本方針V 教育行政の推進

13 総合的な教育行政の企画と推進

(1) 教育施策の推進

①教育施策にかかる総合調整や企画立案

- ・組織横断的な課題に対して総合的な調整を図るほか、新たな教育ニーズ等に対しての政策立案に取り組む。

②教育行政の推進

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施することで、学校教育や社会教育の取組が的確かつ有効に執行されているか、評価・検証する。

③広報活動の推進

- ・教育情報紙「立川の教育」の発行やホームページの充実等により、本市の学校教育や社会教育の取組を広く発信する。

14 学校施設環境の維持管理と充実

(1) 良好的な学校施設の維持

①学校施設維持管理

- ・学校の施設・設備の適切な保守管理を行い、安全で快適な教育環境の確保に努める。

②学校施設整備

- ・危険個所や不具合が生じた場合は、緊急修繕等で対応するとともに、日頃から施設・設備の点検を行い、学校教育に支障が生じないよう努める。

③教室の暑さ対策

- ・耐用年数が近づいている空調設備について、計画的な更新に向けた検討を行う。また、断熱対策が施されていない学校については、校舎等への断熱対策を研究・検討する。

(2) 環境に配慮した学校施設や設備の整備

①校舎照明設備のLED化

- ・省エネルギー化による二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減のため、照明設備のLED化を計画的に取り組む。

②校舎等への太陽光発電設備等の設置

- ・平時の電源供給と災害時の電源確保のため、校舎等への太陽光発電設備や蓄電池の設置を進める。

基本方針VI 学校施設環境の充実

15 公共施設の計画的な更新

(1) 学校施設の更新

①計画的な学校施設の建替及び改修

- ・公共施設再編個別計画に基づき策定された立川市前期施設整備計画に沿って、児童・生徒の安全面を考慮しながら、建替及び改修等の施設整備を進める。